

2023年JAF国内競技車両規則・総則

※下線部分：変更箇所

2023年規則	2022年規則
<p style="text-align: center;"><u>2023年JAF国内競技車両規則</u></p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 本規則の構成 本規則の構成 第1編～第3編 [略] 第4編 <u>カーボンニュートラル活動に関する共通規定</u> 第5編 細則</p> <p>第3条 規則の適用 [略] なお、競技によっては本規定ではなく「<u>2023年国際モータースポーツ競技規則付則J項</u>」が適用される。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>2022年JAF国内競技車両規則</u></p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 本規則の構成 本規則の構成 第1編～第3編 [略] 第4編 <u>細則</u></p> <p>第3条 規則の適用 [略] なお、競技によっては本規定ではなく「<u>2022年国際モータースポーツ競技規則付則J項</u>」が適用される。</p> <p>[略]</p>

別表 一国内競技車両規則対応表一

競技の内容	参加車両	量産車両		競技専用車両
		自動車登録番号標付	自動車登録番号標無	フォーミュラ プロトタイプ等改造車両
クローズドサーキット	[略]			
	サーキットトライアル	スピードP車両規定	スピードSAX車両規定	スピードD車両規定
	ドリフト	スピードPN車両規定	スピードSC車両規定	
		スピードN車両規定		
公道	ヒルクライム	スピードSA車両規定		
		スピードB車両規定		
		スピードAE車両規定		
		スピードP車両規定		
		スピードPN車両規定		
	スピードN車両規定			
	スピードSA車両規定			
	スピードB車両規定			
	スピードAE車両規定			
	[略]			

別表 一国内競技車両規則対応表一

競技の内容	参加車両	量産車両		競技専用車両
		自動車登録番号標付	自動車登録番号標無	フォーミュラ プロトタイプ等改造車両
クローズドサーキット	[略]			
公道	[略]			

以上

2023年JAF国内競技車両規則・第1編レース車両規定

※下線部分：変更箇所

2023年規定	2022年規定
<p style="text-align: center;">第1章 車両の分類</p> <p>部門とグループ</p> <p>第1条 国内競技車両</p> <p>部門Ⅰ [略]</p> <p>部門Ⅱ 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ） [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>F-Be : Formula Beat</u></p> <p>[略]</p> <p>第2条 国際競技車両</p> <p>部門Ⅰ [略]</p> <p>部門Ⅱ</p> <p style="padding-left: 2em;">グループR-GT : GTプロダクションカー</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>グループラリー1</u></p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 車両の分類</p> <p>部門とグループ</p> <p>第1条 国内競技車両</p> <p>部門Ⅰ [略]</p> <p>部門Ⅱ 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ） [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>F4 : フォーミュラ4</u></p> <p>[略]</p> <p>第2条 国際競技車両</p> <p>部門Ⅰ [略]</p> <p>部門Ⅱ</p> <p style="padding-left: 2em;">グループR-GT : GTプロダクションカー</p> <p>[略]</p>
<p style="text-align: center;">第2章 レース車両の排気音量規制</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第2章 レース車両の排気音量規制</p> <p>[略]</p>
<p style="text-align: center;">第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定</p> <p>第1条 定義</p> <p>1.1) ~ 1.5) [略]</p> <p>1.6) 公認</p> <p>公認とはJAFおよび／あるいはFIAによる公式の証明であって、当該型式の車両の最少生産台数が、本規則のN1、N2、または<u>2023年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループN、A、T2のいずれかに</u>、その車を分類可能ならしめる生産の条件のもとで達成されたという証明である。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定</p> <p>第1条 定義</p> <p>1.1) ~ 1.5) [略]</p> <p>1.6) 公認</p> <p>公認とはJAFおよび／あるいはFIAによる公式の証明であって、当該型式の車両の最少生産台数が、本規則のN1、N2、または<u>2022年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループN、A、T2のいずれかに</u>、その車を分類可能ならしめる生産の条件のもとで達成されたという証明である。</p>

<p>[略] 1.7) ~ 1.13) [略]</p> <p>第2条~第9条 [略]</p> <p>第10条 燃料系統</p> <p>10.1) 燃料-燃焼物</p> <p>10.1.1) ~ 10.1.3) [略]</p> <p>10.1.4) <u>第4編に定める燃料の使用</u> 第4編カーボンニュートラル活動に関する共通規定に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。</p> <p>10.2) [略]</p> <p>10.3) 燃料補給装置</p> <p>10.3.1) ~ 10.3.2) [略]</p> <p><図3-2> [略]</p> <table border="1" data-bbox="170 778 1104 895"> <tr> <td>①~⑦ [略]</td> </tr> <tr> <td>⑧火炎防止換気口にはフィルターなどの火災防止機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>⑨~⑩ [略]</td> </tr> </table> <p>1) ~ 8) [略]</p> <p>9) 火炎防止/換気口 (図⑧参照) :</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 火炎防止/換気口と換気パイプの内径寸法は自由。</p> <p>10) [略]</p> <p>10.3.3) ~ 10.3.4) [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 障害者用操作装置</p> <p>第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」6.に従った障害者用操作装置を装着することができる。ただし健常者の使用は許されない。</p>	①~⑦ [略]	⑧火炎防止換気口にはフィルターなどの火災防止機能を備えること。	⑨~⑩ [略]	<p>[略] 1.7) ~ 1.13) [略]</p> <p>第2条~第9条 [略]</p> <p>第10条 燃料系統</p> <p>10.1) 燃料-燃焼物</p> <p>10.1.1) ~ 10.1.3) [略]</p> <p>10.1.4) <u>FIAが定める燃料の使用</u> 2022年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第252条第9項~同9.4.1)に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。</p> <p>10.2) [略]</p> <p>10.3) 燃料補給装置</p> <p>10.3.1) ~ 10.3.2) [略]</p> <p><図3-2> [略]</p> <table border="1" data-bbox="1178 778 2112 895"> <tr> <td>①~⑦ [略]</td> </tr> <tr> <td>⑧火炎防止換気口</td> </tr> <tr> <td>⑨~⑩ [略]</td> </tr> </table> <p>1) ~ 8) [略]</p> <p>9) 火炎防止/換気口 (図⑧参照) :</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 火炎防止/換気口の内径寸法は自由。</p> <p>10) [略]</p> <p>10.3.3) ~ 10.3.4) [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 障害者用操作装置</p> <p>第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」6.に従った障害者用操作装置を装着することができる。ただし健常者の使用は許されない。</p>	①~⑦ [略]	⑧火炎防止換気口	⑨~⑩ [略]
①~⑦ [略]							
⑧火炎防止換気口にはフィルターなどの火災防止機能を備えること。							
⑨~⑩ [略]							
①~⑦ [略]							
⑧火炎防止換気口							
⑨~⑩ [略]							

<p style="text-align: center;">第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定</p> <p>[略]</p> <p>第1条～第5条 [略]</p> <p>第6条 ロールケージ</p> <p>6.1) 全般 ロールケージの取り付けが義務付けられる。 ロールケージは以下の何れかであること： <u>なお、2023年1月1日以降に公認または登録された車両に対するロールケージの取り付けは以下のa)～c)の内、b)またはc)を強く推奨する。</u></p> <p>[略]</p> <p>6.2)～6.3.5) [略]</p> <p>第7条～第12条 [略]</p> <p>第13条 座席</p> <p>[略]</p> <p>1) 当初の座席を変更する場合、FIA基準8855-1999、<u>8855-2021</u>またはFIA基準8862-2009に従ったものの使用が強く推奨される。なお、座席にヘッドレストが含まれていること。</p> <p>2)～9) [略]</p> <p>第14条～第22条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定</p> <p>[略]</p> <p>第1条～第5条 [略]</p> <p>第6条 ロールケージ</p> <p>6.1) 全般 ロールケージの取り付けが義務付けられる。 ロールケージは以下の何れかであること：</p> <p>[略]</p> <p>6.2)～6.3.5) [略]</p> <p>第7条～第12条 [略]</p> <p>第13条 座席</p> <p>[略]</p> <p>1) 当初の座席を変更する場合、FIA基準8855-1999またはFIA基準8862-2009に従ったものの使用が強く推奨される。なお、座席にヘッドレストが含まれていること。</p> <p>2)～9) [略]</p> <p>第14条～第22条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第5章 量産ツーリングカー（N1）</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 車体</p> <p>5.1)～5.6) [略]</p> <p>5.7) ライト 前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯および非常点滅表示灯は正常に作動しなけ</p>	<p style="text-align: center;">第5章 量産ツーリングカー（N1）</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 車体</p> <p>5.1)～5.6) [略]</p> <p>5.7) ライト 前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。ガラス</p>

<p>ればならない。ガラス製のライト類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。</p> <p>5.8)～5.11) [略]</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>製のライト類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。</p> <p>5.8)～5.11) [略]</p> <p>第6条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第6章 特殊ツーリングカー (N2)</p> <p>第1条～第5条 [略]</p> <p>第6条 電装品および補機</p> <p>6.1)ライト類の付加による最小限の変更、および前部霧灯の取り外しは許される。 ただし、ヘッドライトの取り外しは配線を含み許されず、<u>前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯および非常点滅表示灯は正常に作動しなければならない。</u> リトラクタブルライトの可動システムの変更は許される。</p> <p>6.2) [略]</p> <p>第7条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6章 特殊ツーリングカー (N2)</p> <p>第1条～第5条 [略]</p> <p>第6条 電装品および補機</p> <p>6.1)ライト類の付加による最小限の変更、および前部霧灯の取り外しは許される。 ただし、ヘッドライトの取り外しは配線を含み許されない。</p> <p>リトラクタブルライトの可動システムの変更は許される。</p> <p>6.2) [略]</p> <p>第7条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第7章 競技専用車両 (ナショナルフォーミュラ) に関する定義</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第7章 競技専用車両 (ナショナルフォーミュラ) に関する定義</p> <p>[略]</p>
<p style="text-align: center;">第8章 スーパーFJ (S-FJ)</p> <p>第1条 規定</p> <p>1.1)～1.2) [略]</p> <p>1.3) 規則の遵守</p> <p>車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致していなければならず、第5編細則“S-FJ車両規定の競技会用実施細則”をも遵守すること。</p> <p>1.4)～1.8) [略]</p> <p>第2条～第10条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第8章 スーパーFJ (S-FJ)</p> <p>第1条 規定</p> <p>1.1)～1.2) [略]</p> <p>1.3) 規則の遵守</p> <p>車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致していなければならず、第4編細則“S-FJ車両規定の競技会用実施細則”をも遵守すること。</p> <p>1.4)～1.8) [略]</p> <p>第2条～第10条 [略]</p>

<p>第11条 安全装置 11.1) ~11.4) [略] 11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、<u>2本の腰部ストラップ</u>および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。 11.6) ~11.7) [略] 第12条~第13条 [略]</p>	<p>第11条 安全装置 11.1) ~11.4) [略] 11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、<u>1本の腰部ストラップ</u>および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。 11.6) ~11.7) [略] 第12条~第13条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第9章 Formula Beat (F-Be)</p> <p>第1条 規定 1.1) ~1.3) [略] 1.4) 規則の遵守 車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致していなければならず、<u>第5編細則“Formula Beat車両規定の競技会用実施細則”</u>をも遵守すること。 1.5) ~1.8) [略] 第2条 車体と寸法 2.1) ~2.4) [略] 2.5) フラットボトム 2.5.1) ~2.5.3) [略] 2.5.4) <u>車両の底部を防護するため、スキッド板をフラットボトムを構成するソリッドパネルに突出する形で最大4枚まで取り付ける事は許される。このスキッド板は長方形で300mm×1,000mm以下のサイズで、厚さは6mm以下である事。周囲に最大R6の形状を持つ事は許される。スキッド板は車両中心軸に対称に取り付けなければならない。スキッド板は連続して取り付けても良い。スキッド板の材質はアルミニウム合金、木材、樹脂のいずれかに限られる。スキッド板はフラットボトムに堅固に取り付けられていて、走行中の脱落はあってはなら</u></p>	<p style="text-align: center;">第9章 フォーミュラ4 (F4)</p> <p>第1条 規定 1.1) ~1.3) [略] 1.4) 規則の遵守 車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致していなければならず、<u>第4編細則“F4車両規定の競技会用実施細則”</u>をも遵守すること。 1.5) ~1.8) [略] 第2条 車体と寸法 2.1) ~2.4) [略] 2.5) フラットボトム 2.5.1) ~2.5.3) [略] 2.5.4) <u>車両の底部を防護するため、スキッドをフラットボトム区画の外に配置することができるが、本規則第2条「車体と寸法」を遵守しなければならない。</u> <u>なお、スキッドの端部は半径5mm以上の面を持つこととする。</u></p>

<p>ない。但し、摩滅による形状変化は許容される。取り付けには接着とアルミニウムファスナーの併用が推奨される。</p> <p>2.5.5) ~ 2.5.6) [略]</p> <p>2.6) 空気力学的装置 [略]</p> <p>いかなる状況下にあっても本条によって規定される表面によって生ずる幾何学平面よりスキッド板を除き下部に位置してはならない。</p> <p>2.7) ~ 2.8.2) [略]</p> <p>第3条~第6条 [略]</p> <p>第7条 燃料パイプとタンク、ケーブルおよび電気装置</p> <p>7.1) ~ 7.3) [略]</p> <p>7.3.1) JAF/FIA承認の安全燃料タンク 第5編“細則”参照</p> <p>7.3.2) ~ 7.4) [略]</p> <p>第8条~第10条 [略]</p> <p>第11条 安全装置</p> <p>11.1) ~ 11.4) [略]</p> <p>11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、<u>2本</u>の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。</p> <p>11.6) ~ 11.8) [略]</p> <p>11.9) 安全構造</p> <p>11.9.1) サバイバルセル</p> <p>1) ~ 3) [略]</p> <p>4) その全長を通じそれぞれの構造部材は、金属材料製の場合最小15,000 mm²の構造断面積(空隙を含む)を有しなければならない。カーボン/アラミド繊維製の場合はこの限りではないが、金属材料製と同等かそれ以上の強</p>	<p>2.5.5) ~ 2.5.6) [略]</p> <p>2.6) 空気力学的装置 [略]</p> <p>いかなる状況下にあっても本条によって規定される表面によって生ずる幾何学平面より下部に位置してはならない。</p> <p>2.7) ~ 2.8.2) [略]</p> <p>第3条~第6条 [略]</p> <p>第7条 燃料パイプとタンク、ケーブルおよび電気装置</p> <p>7.1) ~ 7.3) [略]</p> <p>7.3.1) JAF/FIA承認の安全燃料タンク 第4編“細則”参照</p> <p>7.3.2) ~ 7.4) [略]</p> <p>第8条~第10条 [略]</p> <p>第11条 安全装置</p> <p>11.1) ~ 11.4) [略]</p> <p>11.5) 安全ベルト 2本の肩部ストラップ、<u>1本</u>の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。 これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。</p> <p>11.6) ~ 11.8) [略]</p> <p>11.9) 安全構造</p> <p>11.9.1) サバイバルセル</p> <p>1) ~ 3) [略]</p> <p>4) その全長を通じそれぞれの構造部材は、金属材料製の場合最小15,000 mm²の構造断面積(空隙を含む)を有しなければならない。カーボン/アラミド繊維製の場合はこの限りではないが、金属材料製と同等かそれ以上の強</p>
---	---

<p>度を有し、その証明をJAFに提出し、承認を得なければならない。 また、FIAの基準を満たし、FIAの承認を受けているサバイバルセルはその使用が認められる。ただし、このサバイバルセルを使用する場合、<u>参加者ならびに利用者は当初の安全性能を有することを自ら検査確認しなければならない。損傷がある場合には性能が満足するように補修すること。</u></p> <p>5) [略]</p> <p>11.9.2) [略]</p> <p>11.9.3) ロール構造体</p> <p>1) [略]</p> <p>2) [略]</p> <p>座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。 —高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造体の頂点までの間が少なくとも950mmなければならない。 但し、11.9.1)「サバイバルセル」4)に基づきFIAの承認を受けているサバイバルセルを使用する場合は、ロール構造体最低寸法950mmの規則適用を免除する。</p> <p>3) ~ 一般考察 [略]</p> <p>11.10) [略]</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>度を有し、その証明をJAFに提出し、承認を得なければならない。 また、FIAの基準を満たし、FIAの承認を受けているサバイバルセルはその使用が認められる。ただし、<u>製造後10年以上を経過したものを使用する場合はJAFに申請し、その承認を得なければならない。</u></p> <p>5) [略]</p> <p>11.9.2) [略]</p> <p>11.9.3) ロール構造体</p> <p>1) [略]</p> <p>2) [略]</p> <p>座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。 —高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造体の頂点までの間が少なくとも950mmなければならない。 但し、11.9.1)「サバイバルセル」4)に基づきFIAの承認を受けているサバイバルセル<u>または製造後10年を経過しJAFにその使用を申請し承認されたサバイバルセル</u>を使用する場合は、ロール構造体最低寸法950mmの規則適用を免除する。</p> <p>3) ~ 一般考察 [略]</p> <p>11.10) [略]</p> <p>第12条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第10章 スーパーフォーミュラ・ライツ (SFL)</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 燃料システム</p> <p>5.1) 燃料タンク</p> <p>5.1.1) 燃料タンクは、FIA/FT5-1999の仕様に合致するか、あるいはそれを上回る単一の燃料ブラダーでなければならない。 また、仕様以外については、第5編“細則”「JAF/FIA公認の安全燃料タンク」を参照のこと。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 スーパーフォーミュラ・ライツ (SFL)</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 燃料システム</p> <p>5.1) 燃料タンク</p> <p>5.1.1) 燃料タンクは、FIA/FT5-1999の仕様に合致するか、あるいはそれを上回る単一の燃料ブラダーでなければならない。 また、仕様以外については、第4編“細則”「JAF/FIA公認の安全燃料タンク」を参照のこと。</p>

5.1.2) ~5.6) [略]

第6条~第11条 [略]

第12条 安全装置

12.1) ~12.3) [略]

12.4) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、2本の腰部ストラップ、および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/2016に合致していなければならない。

12.5) ~12.10) [略]

第13条~細則4 [略]

5.1.2) ~5.6) [略]

第6条~第11条 [略]

第12条 安全装置

12.1) ~12.3) [略]

12.4) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、1本の腰部ストラップ、および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/2016に合致していなければならない。

12.5) ~12.10) [略]

第13条~細則4 [略]

第11章 スーパーフォーミュラ (SF)

第1条 [略]

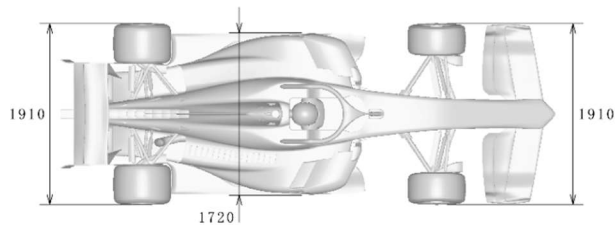
第2条 車体と寸法

2.1) ~2.2) [略]

2.3) 車体の幅

2.3.1) [略]

2.3.2) リアホイールの中心線とフロントホイールの中心線との間にある車体の幅は、1,720mmを超えてはならない。



第2-3図

2.3.3) リアホイールの中心線より後方の車体の幅は、1,160mmを超えてはならない。

第11章 スーパーフォーミュラ (SF)

第1条 [略]

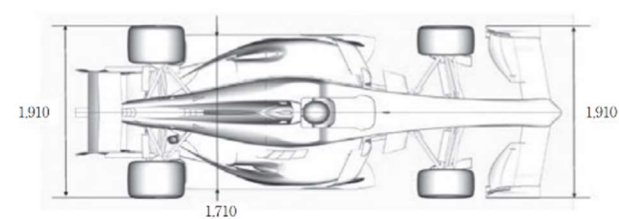
第2条 車体と寸法

2.1) ~2.2) [略]

2.3) 車体の幅

2.3.1) [略]

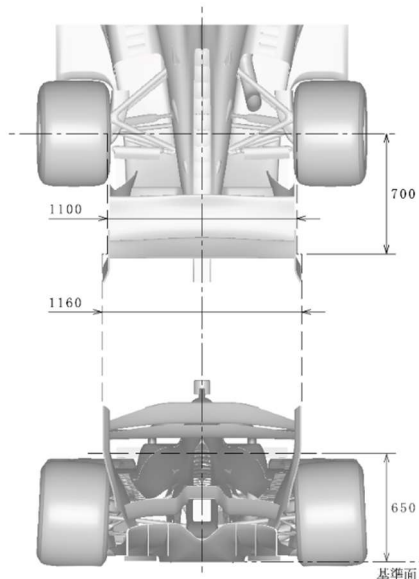
2.3.2) リアホイールの中心線とフロントホイールの中心線との間にある車体の幅は、1,710mmを超えてはならない。



第2-3図

2.3.3) リアホイールの中心線より後方の車体の幅は、1,000mmを超えてはならない。

基準面から650mm以上の高さに位置する車体部分の幅は、リアホイール中心線とその後方700mm間では1,100mmを超えてはならず、700mm以上後方は、1,160mmを超えてはならない。



第2-3-3図

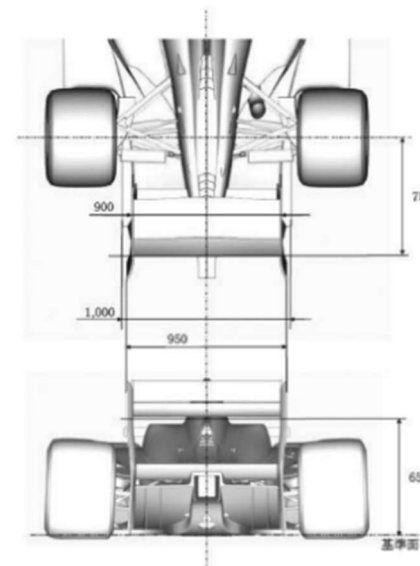
2.4) [略]

2.5) フロント車体部分

車両中心線から800mm以上でフロントホイール中心線の前方475mmから1,050mmを超えて車体部分が有ってはならない。

車両中心線から800mmの間にあるすべての車体部分は基準面より上方40mm以上でなければならない、800mmを超える所にある車体部分は基準面より上方50mm以上305mm以下でなければならない。

基準面から650mm以上の高さに位置する車体部分の幅は、リアホイール中心線とその後方750mm間では900mmを超えてはならず、750mm以上後方は、950mmを超えてはならない。



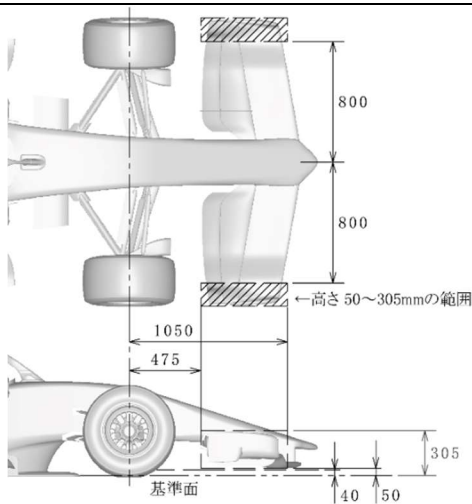
第2-3-3図

2.4) [略]

2.5) フロント車体部分

車両中心線から800mm以上でフロントホイール中心線の前方415mmから1,050mmを超えて車体部分が有ってはならない。

車両中心線から800mmの間にあるすべての車体部分は基準面より上方50mm以上でなければならない、800mmを超える所にある車体部分は基準面より上方50mm以上330mm以下でなければならない。

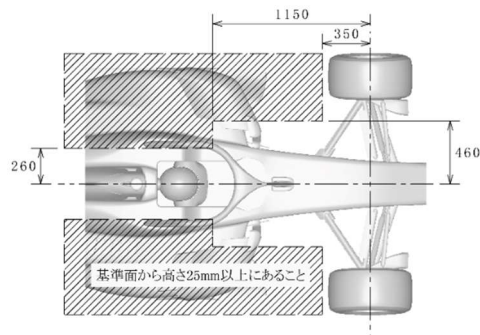


第2-5図

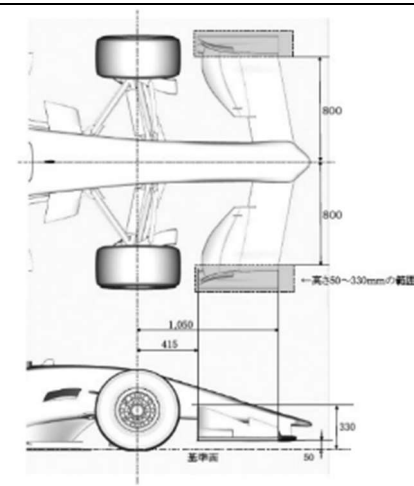
なお、本項記載の数値については、年度途中に変更を行う可能性があることを予め通知します。

2.5.1) 車体上面視で、フロントホイールの中心線の後方1,150mm以上で、車両中心線から260mmに平行する2本の線により形成される領域内および、フロントホイールの中心線の後方350mmから1,150mm間で両中心線から460mmの平行する2本の線により形成される領域内に有る懸架部分を除き車両の下から見る事ができるすべての懸架部分は、基準面から高さ25mm以上になくしてはならない。

これらの領域の構造体は基準面より下に構成されてはならない。



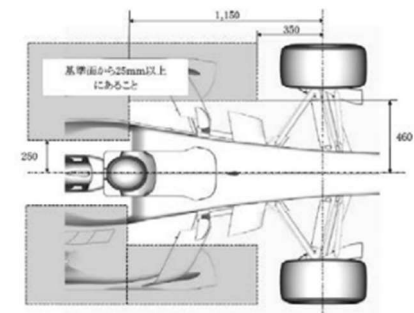
第2-5-1図



第2-5図

2.5.1) 車体上面視で、フロントホイールの中心線の後方1,150mm以上で、車両中心線から250mmに平行する2本の線により形成される領域内および、フロントホイールの中心線の後方350mmから1,150mm間で両中心線から460mmの平行する2本の線により形成される領域内に有る懸架部分を除き車両の下から見る事ができるすべての懸架部分は、基準面から高さ25mm以上になくしてはならない。

これらの領域の構造体は基準面より下に構成されてはならない。

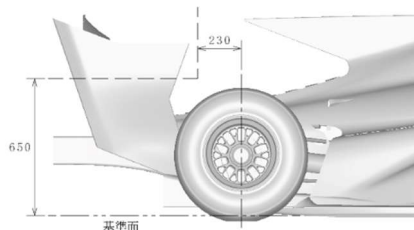


第2-5-1図

2.5.2) [略]

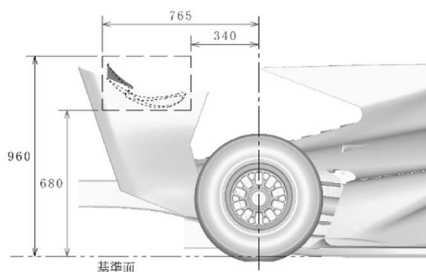
2.6) リア車体部分

2.6.1) リアホイールの中心線から後方の、基準面からの高さ650mm以上にある車体はリアホイール中心線から230mm以上後方になくてはならない。



第2-6-1図

2.6.2) 基準面から650mm以上の高さに位置し、リアホイールの中心線から340mm以上後方で車両中心線からそれぞれ500mmの間にある車体部分は、車両を側面から見た場合に基準面上方680mmと960mmの間で、リアホイール中心線後方340mm以上と765mmの間に位置する領域に収まっていなければならない



第2-6-2図

なお、本項記載の数値については、年度途中に変更を行う可能性があることを予め通知します。

2.7) ~ 2.10) [略]

2.11) 空気力学的装置

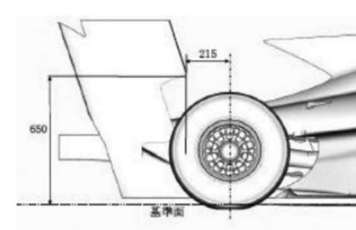
[略]

- ガーニータイプのトリムタブ

2.5.2) [略]

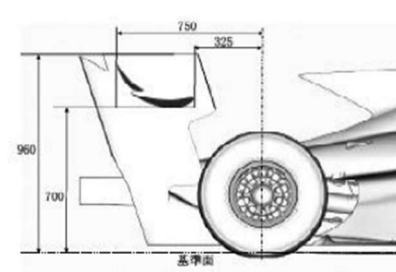
2.6) リア車体部分

2.6.1) リアホイールの中心線から後方の、基準面からの高さ650mm以上にある車体はリアホイール中心線から215mm以上後方になくてはならない。



第2-6-1図

2.6.2) リアホイールの中心線から325mm以上後方で、車両中心線からそれぞれ450mmの間にある車体部分は、車両を側面から見た場合に基準面上方700mmと960mmの間で、リアホイール中心線後方325mm以上と750mmの間に位置する領域に収まっていなければならない。



第2-6-2図

2.7) ~ 2.10) [略]

2.11) 空気力学的装置

[略]

- ガーニータイプのトリムタブ

フロントおよびリアの車体部分に、それぞれに定められた基準面からの高さまでに折り目から15mmを超えないガーニータイプのトリムタブの追加。

2.1 2) [略]

2.1 3) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

[略]

1) [略]

2) ラジエター、オイルクーラーから放出される空気量を制御するオリジナルのダクトやルーバーに対するフラットなカバーの取り付け。

3) ~ 5) [略]

6) オリジナルに設定のある箇所へのガーニータイプのトリムタブの取り付けおよび取り外し。

(1) 取り付けた面より 15mm以下とし、折り目から鉛直を超えない角度とすること。

(2) 取り付け後の寸法は車体に関する規定に準拠すること。

第3条 [略]

第4条 エンジン

4.1) ~ 4.3) [略]

4.4) 冷却

4.4.1) ウォーターラジエターのコアは1体 (1個) のみが認められる。

競技中 (ピットボックス内での作業を除き) のウォーターラジエター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。サイドポット内にインタークーラーへの導風のみを目的とした単一な平面で構成される導風板は認められる。

4.5) ~ 4.6) [略]

第5条~第6条 [略]

第7条 電気系統

7.1) ~ 7.3) [略]

7.4) 無線装置

[略]

7.4.1) テレメトリーシステム

2.1 2) [略]

2.1 3) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

[略]

1) [略]

2) ラジエター、オイルクーラーから放出される空気量を制御する開口部およびルーバーの設置。

3) ~ 5) [略]

6) ガーニータイプのトリムタブの取り付けおよび取り外し。

第3条 [略]

第4条 エンジン

4.1) ~ 4.3) [略]

4.4) 冷却

4.4.1) ウォーターラジエターのコアは1体 (1個) のみが認められる。

競技中 (ピットボックス内での作業を除き) のウォーターラジエター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。

4.5) ~ 4.6) [略]

第5条~第6条 [略]

第7条 電気系統

7.1) ~ 7.3) [略]

7.4) 無線装置

[略]

テレメトリーシステムとは走行中の車両から測定したデータをピット、もしくはその他の場所から相互通信により遠隔監視、操作ができるシステムのことをさし、車両供給者が供給するシステムのみ搭載が許される。

7.5) [略]

第8条～第10条 [略]

第11条 ホイールとタイヤ

11.1) [略]

11.2) 寸法

11.2.1) コンプリートホイールの最大幅：18.0インチ

コンプリートホイールの最大直径：26.5インチ

ホイール本体の直径：13.0インチ

ホイールのリム幅：フロント/10.5J リア/15.0J

11.2.2) ～11.6) [略]

第12条 安全装置

12.1) ～12.3) [略]

12.4) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、2本の腰部ストラップ、および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/2016に合致していなければならない。

12.5) ～12.10) [略]

第13条～第16条 [略]

第17条 燃料

17.1) 燃料

供給された燃料には何も加えてはならない。

17.2) [略]

第18条 [略]

7.5) [略]

第8条～第10条 [略]

第11条 ホイールとタイヤ

11.1) [略]

11.2) 寸法

11.2.1) コンプリートホイールの最大幅：18.0インチ

コンプリートホイールの最大直径：26.5インチ

ホイール本体の直径：13.0インチ

11.2.2) ～11.6) [略]

第12条 安全装置

12.1) ～12.3) [略]

12.4) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、1本の腰部ストラップ、および2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/2016に合致していなければならない。

12.5) ～12.10) [略]

第13条～第16条 [略]

第17条 燃料

17.1) 燃料

一般市販燃料に限定され、供給された燃料には何も加えてはならない。

17.2) [略]

第18条 [略]

第12章 リブレ（その他の車両）（NE）

本規則第1編レース車両規定、もしくは国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループのいずれにも属さない車両で競技会を開催する場合、オーガナイザーは、特別規則書に車両規則を明記しなければならない、FIAの承認を受けている場合（FIA国際スポーツカレンダーに登録されたインターナショナルシリーズ等適用車両規則）を除き、下記に従いJAFの許可を得なければならない。

ただし、第4編カーボンニュートラル活動に関する共通規定に合致する電気自動車および水素自動車については、本章リブレの申請対象とはならず、オーガナイザーは特別規則にてその使用ならびに出場クラス区分等を規定することができる。

なお、上記FIAの承認を受けている車両規則ならびに他承認済リブレ車両規則については、オーガナイザーまたは申請者の責任においてその実施もしくは申請に先立ち使用許諾を得ているものとする。

1)～7) [略]

[略]		
ライト：	1	第5章5条5.7)
	2	付則J項275.14.5
	3	

[以下略]

FIAインターナショナルシリーズ SUPER GT 適用車両規則

[略]

第12章 リブレ（その他の車両）（NE）

本規則第1編レース車両規定、もしくは国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループのいずれにも属さない車両で競技会を開催する場合、オーガナイザーは、特別規則書に車両規則を明記しなければならない、FIAの承認を受けている場合を除き、下記に従いJAFの許可を得なければならない。

ただし、2022年FIA国際競技規則付則J項第251条第3項および第253条第18項に合致する電気自動車、および同第251条第4項および第253条第19項に合致する水素自動車については、本章リブレの申請対象とはならず、オーガナイザーは特別規則にてその使用ならびに出場クラス区分等を規定することができる。

1)～7) [略]

[略]		
リアライト：	1	付則J項275.14.5
	2	
	3	

[以下略]

FIAインターナショナルシリーズ SUPER GT 適用車両規則

[略]

以上